

次の宅地建物取引業者の所在を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第1項の規定により公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和3年6月1日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 商号又は名称  
株式会社植松商事
- 2 代表者氏名  
植松 弘樹
- 3 主たる事務所の所在地  
高松市国分寺町新居1393番地1 福江ビル2階C
- 4 免許証番号  
香川県知事(1)第4461号